

令和3年3月12日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（交通連携プロモーション）に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。つきましては、次のとおり企画提案説明を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 国内誘客促進強化事業（交通連携プロモーション）
- 2 事業目的 道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報告知・PRと観光流動の企画・キャンペーン等を実施し北海道への誘客・道内流動拡大と地域偏在解消を図る。
- 3 実施期間 令和3年4月～令和4年3月

4 企画提案説明会

※コロナウイルスの影響により、集合形式での開催は行わない事とします。

ただし、下記内容にて、個別実施致します。

(1) 個別説明の実施について

令和3年3月12日（金）～3月17日（水）12：00の期間

下記担当に事業説明の希望日時を連絡し日程調整下さい。事業説明は、当機構内又は、電話での対応、質問も受け付けます。

対面での事業説明を希望される場合の場所は下記となります

場 所 （公社）北海道観光振興機構

（札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階）

※事業説明を希望される場合は、電子メールにて令和3年3月16日（火）17：00までにお知らせ願います。

<メール送信先>：国内誘客部 伊藤に電子メールでお送り下さい。

E-mail : m_ito@visithkd.or.jp

以上

担当：誘客推進本部
国内誘客部 伊藤
電話：011-231-5881
E-mail：m_ito@visithkd.or.jp

国内誘客促進強化事業（交通連携プロモーション）

企画提案指示書

1 委託事業名

国内誘客促進強化事業（交通連携プロモーション）

2 事業目的

道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報告知・PR と観光流動の企画・キャンペーン等を実施し北海道への誘客・道内流動拡大と地域偏在解消を図る。

3 実施期間

令和3年4月～令和4年3月

4 委託業務及び見積依頼内容

- (1) 道外からの誘客拡大と道内流動拡大にあたり、道内乗り入れ交通事業者、玄関口となる道内空港等と連携し道内観光情報発信、PR を実施すること。また、交通事業者、空港等とも連携をとり円滑な運営をおこなうこと。

フェリーの利用促進については、各船社及び「北海道フェリー利用連携会議」（事務局：北海道運輸局）とも連携し、当機構のWEB フェリーサイトでの情報発信等をおこなうこと。

① 連携する交通事業者

道内と道外を結ぶ交通網を持つ交通事業者である日本航空（北海道エアシステム）、全日本空輸、東日本旅客鉄道（北海道旅客鉄道）、AIRDO。

② 連携する交通事業者の媒体を利用した観光情報の告知・PR 等

- ・自社媒体の機内・車内誌 1 ページ以上での北海道観光情報告知・PR を必須とする。
その上で、機内・車内ビデオ、駅のデジタルサイネージ、他の媒体や TV、雑誌等での告知・PR は可とする。
- ・発信する北海道の観光情報は、当事業で実施するキャンペーン等の告知・PR とするが、閑散期対策や地域偏在解消などを考慮し、人の流動につながるものも可とする。
なお、自社の路線や運賃のみ等、自社販促の告知・PR は対象外とする。
- ・媒体等の調整にあたり、当機構、当事業の受託会社と調整、協議等が円滑に行えない交通事業者は対象外とする。

③ フェリーの利用促進

当機構 WEB ページ内にある既存のモデルコースの追加等、道内発着フェリーの利用促進につながる観光情報等を取りまとめて発信を行うこと。

- ④ 媒体（連携する交通事業者）への支払額の合計は、28,500千円とし、支払額は当機構と協議すること。（最大限の費用対効果を選択する為、媒体利用割合は機内誌、車内誌の購読者数を参考に当機構で判断する。）また、交通事業者毎の媒体への支払は、指定した金額上限に達しない場合は、他への充当は不可とし返還すること。

広告効果については、交通事業者と連携した広告効果を金額換算したデータを企画書に明記すること。

（2）道外誘客と道内流動拡大を目的としたキャンペーン等の実施について

道外からの誘客拡大と道内での流動拡大として、閑散期対策や地域偏在解消を考慮したキャンペーン等を実施すること。

- ① 道内地方空港と連携すること。
- ② 道内地方空港、新幹線は新函館北斗駅からの2次交通利用や周辺観光情報発信もおこない流動拡大につなげること。
- ③ 当事業以外での連携も検討し、交通事業者以外の媒体でも広く告知することが望ましい。
- ④ 当機構 WEB ページ内、道内玄関口である道内各空港・新函館北斗駅と交通事業者連携した「新型コロナウイルス感染予防の取り組み」ページの変更（バナー作成、内容の変更・修正、削除）を当機構指示で行うこと。

（3）当事業で作成した全ての WEB ページ等のデータの保管場所について

当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。

（4）事業実施報告書の提出について

以下の内容で実施すること。

事業終了後、本事業の実施結果と成果（広告換算金額、HP 閲覧数、機内・車内誌発行部数等）に関するものを取りまとめの上、報告書3部と電子データ一式を提出すること。

5 企画提案しようとする者に必要な資格

（1）単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（2）単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

7 予算上限額 45,300千円（消費税及び特別地方消費税相当額を含む）

ただし、本事業は、当機構理事会での令和3年度事業予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合または事業が中止になる場合がある。また、新型コロナウイルスの影響によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

8 選定について

（1）事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

（2）選定基準

① 業務遂行能力

北海道観光のプロモーションに精通しており、業務を遂行するにあたっては、関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

② 企画提案の目的適合性

交通事業者等とのタイアップなどによる広告媒体を最大限活用する提案になっているか。キャンペーン等の企画・運営は、道外誘客と道内流動拡大を目的とした提案になっているか。

③ 実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

⑤ 経済合理性

提案内容と費用は適正であるか。また、費用対効果の高い内容となっているか。

9 選定後について

(1) 審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者には、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2) 執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

10 留意事項

- (1) 本事業については、予算の関係やコロナウイルス影響等で全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがあり得る。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

11 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
 - ①「業務の主たる部分」の業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等は、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策の遵守
事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。
 - ① 誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。
 - ② 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
 - ③ イベントに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管

理を行うこと。

- ④「北海道スタイル」を実践すること。

1.2 事業の個別説明

- (1) 日時：令和3年3月12日（金）～3月17日（水）12：00
(2) 電話もしくは、対面（FAXでの対応は致しません。メールでの問い合わせは、電話もしくは対面後に必要に応じて対応させていただきます。）

対面の場合の場所は、札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル

公益社団法人北海道観光振興機構 伊藤 011-231-5881

1.3 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
(2) 提出期限：令和3年3月17日（水）17時まで（メールで表明）

1.4 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和3年3月24日（水）15：00必着
(2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F
担当：誘客推進本部 国内誘客部 伊藤
(3) 提出部数：企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。
(4) 提出方法：持参または郵送とする。
※郵送の場合も期限内に到着すること（なるべく期限前日に到着するように発送をお願いします）。

1.5 スケジュール

- (1) 当事業への参加表明 3月17日（水）17時まで（メールで表明）
(2) 企画提案書提出 3月24日（水）15時必着
(3) 審査会 3月29日（月）13時（予定）
(4) 結果通知 3月30日（火）予定

16 事業の問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部 伊藤

TEL : 011-231-5881 FAX : 011-232-5064

E-mail : m_ito@visithkd.or.jp